

議会基本条例推進委員会記録

1. 期日 令和4年10月31日(月) 開会 9時30分
閉会 10時15分
2. 場所 第一委員会室
3. 議題 1. ハラスメント防止対策について
2. 議会ホームページの更新について
3. その他
4. 出席者 渡辺委員長、松崎副委員長、二宮委員、羽根委員、杉崎委員、
大沼委員、前田委員、善波議長
- 傍聴議員 0名
事務局 3名(局長、庶務課長、副主幹)
傍聴者 0名

1. ハラスメント防止対策について

委員長 議会基本条例推進委員会を開催する。本日の出欠だが、議長から町村議長会の出席に合わせて所用があるので欠席したい旨を聞いている。根岸委員については先ほど本日欠席の連絡をもらった。議事の内容はあらかじめ示した内容で了承するという点を確認している。大沼委員は遅れて参加されると連絡をもらった。

感想文の追加分が来ているので、感想文の提出を11名とする。今時間を取るなのでお目通しをお願いします。これについても前回まとめさせていただいたところに追加して、引継ぎの時に目を通していただくという形にしたいと思う。それでは最初の議題の「ハラスメント防止対策について」である。先日皆さんにも案を送った申し送りについてである。前回の議論について大体は反映していると思うが、ご意見があるならお願いします。論議として条例ありきではないという共通認識に基づいて、条例制定を見据えてという表現になるので、そのへんについては合意したということになると思う。予算についてだが政務調査費から支出を検討するという指摘があったので、それについても加えさせていただく。それがよろしければ、これは採決でよろしいか。

杉崎 2. 相談窓口の設置だが、対象が正副議長だったらどうするのか。

委員長 1人の場合だともう片方がということになる。2人の時は実際には想定していなかったのではないかと思います。その点についてご意見あるか。

大沼 いずれにしても議長にはそれ相応の責任があるので、本人がそうであっても真摯に向き合って相談を受け付け、然るべき采配というか処置をされるというのが望ましいのではないかと思います。

- 委員長 正副議長が2人とも当該になるという場合について他にご意見あるか。
- 松崎 今の大沼委員の意見だと正副議長が片方であっても、受け付けるのは正副議長だというふうに私は聞こえた。私はそれでも構わないと思うが。
- 委員長 前の話し合いの中では正副議長のうち、議長に何かあった場合は副議長、副議長に関してのことは議長というような理解だったと思う。今出ているのは正副議長とも2人が関わっているという場合、いずれ大沼委員の指摘のように議長には最終的な責任がかかってくるのは明らかだと思うが、2人がということになるとどうか。
- 前田 申し出る窓口であるので、当事者であっても差し支えないと思う。ただ、チームを作って審議をする時には除外するというところでよろしいかと思う。
- 委員長 今前田委員から提案があったのは、あくまでも窓口として正副議長が受けるので、その後の調査から該当者は外れていただくという理解でよいということだった。
- 杉崎 そうした場合、パワハラやセクハラを気が付かないでやってしまった場合において、その相談を二人が受け付けるかどうかである。私はそうは思わないから、それはだめだよと言ってしまったら成り立たなくなるという心配がある。
- 大沼 今の杉崎委員の話だが、議会として問題であるということになれば、議長や副議長が議員として、不信任とか辞職勧告ということで次のステップに話は進んでいくものと思われるので、そこは直接的にやらなければそれなりに咎めがあるので、そこの逸脱ということは心配しなくても大丈夫なのかと私は思う。
- 羽根 前田委員のお考えとほぼ同じだが、最初の相談ということになると、当事者の2人に相談するという考えに至るかなというのは少し心配である。できれば私は今回の調査のチームに入っていた、基本条例の委員長と議運の委員長も第2段階として、置いていただけるとよいのではないかと思う。第1段階は正副だが、なかなか相談する気にもなれないということが当然あると思うので、そこで難しければ委員長2人のどちらかというふうにおき、正式にその2人でもよいということをお認めしてもらったほうがよいかなと思う。相談された委員長もそういう形を取っていないと困ってしまうので、置いていただけの方が私はよいかと思う。
- 委員長 今の羽根委員の提案は正副に相談することが難しい場合第2候補として、議運の委員長と基本条例の委員長を位置付けておくという提案である。
- 杉崎 それは非常に良いと思う。それを明文化しておいたらよいと思う。そうしないと議運の委員長も基本条例の委員長も動きにくいと思う。今羽根委

員が言われたことは、正副議長が該当者であくまでも気が付かない場合だが、今言った二人を相談窓口とすると書いておいた方がややこしくないと思う。

松崎 私が不勉強で申し訳ないが、他の自治体ではこういった形が多いのかとか、こういった例があるのか気になる。たとえば今回、相談窓口が議会の誰かだということ動いていると思うが、場合によっては外部ということもあり得ると思うが、他の自治体ではどうなのか気になった。

二宮 感想文にも載せたと思うが、他の自治体で言うと起きた内容によっての解決方法のみの条例変更とか、いろいろなものになっているという感想を持った。全く同じものはなかったのではないかと思う。それは二宮町独自で作っても私はよいのではないかと思う。講義を受けた時に、わが町に当てはまるものはなかったという感想があるがどうか。

松崎 もう少し具体的におっしゃっていただきたい。わが町独自で外部も含めて考えるのか。それが伝わってこなかった。

二宮 議運の委員長と基本条例の委員長はまず入れておいて、その後に第三者機関。初めから第三者機関というのはいけないと思う。お金も組んでいない。まず話を聞き、その後に第三者機関が必要だと思う。やってみて、知識として正解なのかということがあった。ただお金が組まれないと第三者の方に相談できないと思うので、まずここでやっておいて、別に第三者は否定しておらずそれは絶対に必要だと思うので、その後何か結び付けるのに第三者機関という形でいかがか。

大沼 現在委員会の中では、まだ話を揉んでいる最中だと思う。細かなところの内容に触れられているが、あくまでもこの中で暫定的なということで記されており、そのあたりで意見があったので、議運と基本条例を書き加えるところで留めておいてよいのかと思う。

羽根 暫定的は体制ということなので、基本条例の委員長と議運の委員長を入れて明記していただき、早急に改選後に体制をしっかりと組むことを急いでやることで進めていただきたい。自分も入れたら入ってやっていきたい。

委員長 参考に事務局で何かご存じのことはあるか。

事務局長 事務局のことでというよりも一般的によく言われることで対象となる方、議員関係、町民、支援者、職員、結局どこまでを対象者にするかによって、その部分について整理をしていかなければならないのかと思う。先ほど大沼委員も言われたように、それをこの中で揉んでいきましょうという段階なので、対象をどういう形にするかによって変わってくるのではなからうかと思われる。

委員長 皆さんからいろいろご意見をいただいた。正副議長に相談することが難

しい場合は議会運営委員会の委員長、議会基本条例推進委員会の委員長に相談するというのを暫定的な体制として、引継ぎに付記させていただくことでご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 では、そうさせていただく。他にあるか。

二宮 再発防止体制だが議員の認識を深めるため研修を実施したが、これは本来書かなくてもよいが、全員参加とする研修を実施するとか、全員まで入れておいた方がよいと思う。

委員長 今後も研修を実施する、続ける。全員を対象にということを書き加える。ここはこういうことをしたと。今後のところには研修は年1度実施し、予算化を求めるという表現はしている。全員を対象にするということを明示する必要がある。「(ウ)の5.研修は年1度程度実施し」としているが、「全議員を対象にし」ということを加えてはどうかという副議長の提案である。それについてはいかがか。

前田 入れてよいと思う。

委員長 分かりました。他にあるか。

大沼 4番のところだが、第2委員会室の利用について、議長から今まで知らされた内容が度々変わるという認識である。ここに書いてあるのは第2委員会室を昼食で利用できるように取り決めたということだが、女性専用とするとかそのような話があるが、そのあたりは委員長の方で確認されているのか。

委員長 特に女性専用という位置付けでは聞いていない。場所を分散して食べられるようにするという位置付けで理解している。

大沼 配布された申し送りの紙にも出ていたが。

委員長 議長から出たものである。

前田 口頭では言われていない。

大沼 全協か何かか。その議事録か何かあるか。

委員長 ある、なければおかしい。

大沼 それがあやふやなのである。合っていればよいが違っていたらおかしくなる。その確認を優先した。

9時 52 分
《 暫時休憩 》
9時 57 分

委員長 先ほど大沼委員から（イ）4. 施設整備について指摘があった。5 月の議会全員協議会での二宮副議長からの報告で、この点についての記録がある。「この 4 番については前もって調査チームで議長の許可を得て、本会議中に第 2 委員会室を休憩室として使用すること。第 1 委員会室を女性の食事室として使用することの許可を得ていることを報告する」と記録が残っている。今回の案に載せていた、第 2 委員会室も昼食で利用するように取り組めたことは不正確である。この申し送り書の内容としては二宮副議長の報告を書き写す形として「本会議中に第 2 委員会室を休憩室として使用すること、第 1 委員会室を女性の食事室として使用することの許可を得た」という表現に改めさせてください。そのことについてご意見あるか。

杉崎 それはこの議員の任期が終わるまでか。決めたということは皆が全協か何かで合意でとか、先例確認に記載するなどしたほうがよいのではないかと思う。どなたが報告したか分からないが、全員の合意が得られている記録はあるか。そうすれば先例確認に載せないとおかしいのではないか。時の正副議長がそうしましょうと。正副議長が変わったら、変わってしまう。議員は何をしてよいか分からなくなる。

委員長 この後にそのへんの議論もあって、このことに関して全員で合意したという記録にはなっていない。

杉崎 ということは解散になったら、これは消えてしまうということか。それとも続いているということなのか。どう取ったらよいのか。

二宮 本当なら改選したらなくなってしまうと思う。

杉崎 皆さんに問うべきだと思う。正確に載せるのがよいと思う。

委員長 引継ぎ事項としては議長がしているが、今後正式なルールについては全員で協議し、決定してほしいということを申し送りするということですね。この点についていかがか。

羽根 そうすることの目的は多分皆さんご存じだと思うが、議員同士が当事者であった場合に職場環境として適切ではないという表現なのか、2 次、3 次のハラスメント防止のために、いる場所の距離を置くということが根底にはあり、全協、次の改選後の早い段階で、ここは承認というか、皆さんの確認を取っておくことが望ましいのではないかと思う。

委員長 4. 施設整備と利用方法の見直しについては「議長の許可をもって第 1 委員会室で女性が昼食に使う。第 2 委員会室を本会議中に休憩室として使用する。」このことを議長が許可をしているが、今後新しい構成で正式にルー

ルとするか決めていただきたいという旨を加える。

前田 許可をしているがではなく、許可をしていたの方がよいのではないか。

委員長 了解した。他はいかがか。

(「なし」との声あり)

委員長 ないようなので2に移らせていただく。

2. 議会ホームページの更新について

委員長 議会ホームページの更新についてである。これは前回報告した通りである。特になければ、今日決まったことを復唱する。

ハラスメント防止体制について相談窓口は暫定的な体制であるが、正副議長が対象で相談ができず、窓口として適さない場合は議会運営委員会の委員長、議会基本条例推進委員会の委員長を次の窓口とする。あくまでも暫定的にということ、それを加える。施設整備については現在議長の方で第1委員会室を女性が昼食を取ることができ、第2委員会室を本会議中の休憩室として使用できることに許可をしているが、新しい構成でもこれをルール化することについては、引き続き協議をしてほしい、してくださいという旨を入れる。(ウ)の今後の方向性として研修は全議員を対象とするということを明確にする。以上の点を直して申し送りについてご了承いただけるか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 先ほどの変更を確認し、今日の議会基本条例推進委員会を終了する。

閉会 10時15分